

四国中央土木事務所 会計年度任用職員
(臨時補助員[パートタイム]募集案内)

令和8年3月18日
四国中央土木事務所

四国中央土木事務所で勤務する臨時補助員を次のとおり募集します。

1 募集職名、採用予定人員、勤務先、職務内容

- (1) 職名 会計年度任用職員(臨時補助員)
- (2) 採用予定人員 1名
- (3) 勤務先 四国中央土木事務所 用地管理課(四国中央市三島宮川4丁目6-55)
- (4) 職務内容
 - ・工事に係る現地立会、検査、道路パトロール等補助
 - ・その他職員の指示による事務処理 等

2 応募資格

- (1) 心身ともに健康であり、誠実に職務を遂行できる者
- (2) 地方公務員法第16条各号に規定する欠格事項に該当しない者

3 応募方法

市販のA4判履歴書に必要事項を記入のうえ、申込前3か月以内に撮影した顔写真(上半身・脱帽・正面向き)を貼って、次の提出先に直接または郵送で提出してください。

なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※応募書類に記載されている個人情報、当該選考以外の目的に使用することはありません。

※直接提出される場合は、業務時間中(平日の8時30分から17時15分まで)に提出願います。郵送の場合は、期限までに必ず到着するようにしてください。

提出先 四国中央土木事務所(葛西あて)

〒799-0404 四国中央市三島宮川4丁目6-55

4 応募期間

令和8年3月18日(水)から令和8年3月25日(水)まで

ただし、期間内に応募者が充足した場合は、募集を締め切ることがあります。

5 選考方法

- (1) 書類選考 選考結果は随時連絡します。
 - (2) 面接試験
 - ① 試験日時 書類選考完了後、面接対象者に連絡します。
 - ② 試験場所 四国中央土木事務所 会議室
- なお、面接試験当日に欠席された場合は、応募を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

6 採用予定日 令和8年4月1日

7 採用後の勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和8年9月30日(6か月)
- (2) 勤務日 月～金曜日のうち、3日間
- (3) 勤務時間 1日7時間45分
就業時間：8時30分～17時15分
休憩時間：60分(12:00～13:00)
その他：時間外労働なし
- (4) 服務
次のとおり、地方公務員法上の服務の規定が適用されます。
 - ・服務の宣誓(第31条)
 - ・守秘義務(第34条)
 - ・職務専念義務(第35条)
 - ・政治的行為の制限(第36条)
 - ・争議行為等の禁止(第37条)
 - ・営利企業への従事等の制限(第38条)
- (5) 給与等
 - ① 報酬月額 行政職給料表1級1号給(197,013円)の額×23.25/38.75(円未満切り捨て)
(勤務当月の21日支払※土日の場合はその直前の平日)
 - ② 通勤手当 県の規定に基づき支給されます。(勤務月の翌月21日支払)
 - ③ 期末手当 支給なし
 - ④ 勤勉手当 支給なし
 - ⑤ 社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険が適用されます。
- (5) 週休日等
土曜日、日曜日、国民の祝日
- (6) 有給休暇 雇用期間中に2日
※(1)から(6)の勤務条件は改定されることがあります。

8 問い合わせ先

四国中央土木事務所 担当：葛西
〒799-0404 四国中央市三島宮川4丁目6-55
電話番号 0896-24-4455(代表) 内線301